

# みなと みた

2019 **6**  
No.134

一般社団法人 三田労働基準協会報

## CONTENTS

### 労働行政ニュース ● 2~11

第92回全国安全週間実施要綱(抜粋)／平成31年度東京労働局行政運営方針／平成30年度「過重労働解消キャンペーン」の重点監督の実施結果を公表／三田労働基準監督署管内の労働災害の推移／労働保険の年度更新(労働保険料の申告・納付)について／STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン

厚生労働省／東京労働局／三田労働基準監督署

### ハローワークしながわインフォメーション ● 12~13

最近の雇用失業情勢／ハローワークの求人票に画像を登録することができます!

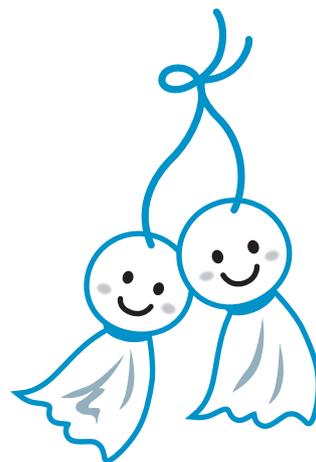
### 協会だより ● 14~16

2019年度「定期総会」開催される／平成30年度正味財産増減計算書(抄)／2019年度収支予算書(抄)／三田労働基準協会 役員名簿／新入会員のご紹介／第16回東京産業安全衛生大会／講習会等のご案内

#### 最新の講習会情報メール配信のご案内

当協会の講習会案内を、メールで受け取ることができます。ご活用いただけますようご案内いたします。配信をご希望の方は、下記メールアドレスに、「配信を希望する」旨とともに、①「会社名」②「会社所在地」③「電話及びFAX番号」④「今後も郵送による案内ご希望の有無」、をご記入の上、メールをお送りください。

[mitakoshukai@mita-roukikyo.or.jp](mailto:mitakoshukai@mita-roukikyo.or.jp) (講習会用)



# 第92回全国安全週間実施要綱（抜粋）

## 1 趣 旨

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という崇高な基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で92回目を迎える。

この間、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきた。この努力により労働災害は長期的には減少しているが、平成30年の労働災害については、死亡災害は前年を下回る見込みである。しかし、休業4日以上死傷災害については、転倒災害の増加等により3年連続で、前年を上回る見込みである。業種別では陸上貨物運送事業や第三次産業で増加率が高く、事故の型別では「転倒」や熱中症を中心とする「高温・低温の物との接触」で増加率が高くなっている。これらの要因としては基本的な安全対策が不十分なことによる災害の発生や、業種を問わず増加を続けている転倒災害が冬季を中心に発生していることが考えられる。

また、近年増加している高年齢労働者対策や、今後増加が見込まれる外国人労働者対策をはじめとする、就業構造の変化及び働き方の多様化に対応等も考慮した、日々の仕事が安全なものとなるような取組が求められる。

このような状況を踏まえ、更なる労働災害の減少を図ることを決意して、以下のスローガンの下で取り組む。

**新たな時代にPDCA みんなで築こうゼロ災職場**

## 2 期 間

7月1日から7月7日までとする。

なお、全国安全週間の実効を上げるため、6月1日から6月30日までを準備期間とする。

## 3 主 唱 者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

## 4 協 賛 者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

## 5 協 力 者

関係行政機関、地方公共団体、安全関係団体、労働組合、経営者団体

## 6 実 施 者

各事業場

## 7 実施者の実施事項

安全文化を醸成するため、各事業場では、次の事項を実施する。

### (1) 全国安全週間及び準備期間中に実施する事項

- ①安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
- ②安全パトロールによる職場の総点検の実施
- ③安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
- ④労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族の協力の呼びかけ
- ⑤緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
- ⑥「安全の日」の設定のほか全国安全週間及び準備期間にふさわしい行事の実施

# 平成31年度東京労働局行政運営方針

東京労働局は、「平成31年度行政運営方針」を策定し、次のとおり発表しました。

## ●スローガン

### 誰もが安心して働き活躍できる TOKYOへ

東京労働局は、行政ニーズに即応した労働行政を展開するために、東京都及び管内の区市町村並びに関係団体等との連携を密にしつつ、地域経済情勢や主要産業・企業の動向等を逐次、綿密に把握し、その分析の上に立った各施策の計画的な実施に努めています。

外部の有識者からご意見を伺う審議会や、東京都及び管内の区市町村及び関係団体との間で意見交換をする各種会議を通じて、地域の実情に合った機動的かつ効果的な労働施策を実施しています。

また、労働基準監督署・ハローワークにおいては、管轄の基礎自治体と緊密な連携を保ち、地域のニーズに即応した行政展開に努めています。

## 労働基準担当部署における重点対策

### (1) 長時間労働の是正を始めとする職場環境の整備等

#### ア 改正労働基準法の施行

罰則付きの時間外労働の上限規制、年次有給休暇の取得義務化及び高度プロフェッショナル制度の創設等が盛り込まれた改正労働基準法の周知を図るとともに、その適正な履行確保に努めます。

#### イ 長時間労働の是正及び過重労働による健康障害防止の徹底

「過重労働による健康障害防止のための総合対策」に基づき、過重労働が行われているおそれがある事業場に対して、適正な労働時間管理及び健康管理に関する窓口指導、監督指導等を徹底します。

また、労使当事者が時間外労働協定を適正に締結するよう、締結当事者に係る要件も含め周知を徹底するとともに、限度時間を超える延長時間を定めているなど不適正な時間外労働協定については、必要な指導を行います。

さらに、各種情報から時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場や長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場に対して、引き続き監督指導を実施します。加えて、「過重労働解消キャンペーン」期間(11月)において、長時間労働の削減等過重労働解消に向けた集中的な周知・啓発等の取組を行います。

#### ウ 法定労働条件の確保等

労働条件の明示、時間外・休日労働協定の締結・届出など、基本的な労働条件の枠組み及び管理体制の確立を図らせ、これを定着させるため、労働基準

関係法令の遵守の徹底を図ります。

また、賃金不払残業を防止するため、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」を周知徹底し、監督指導時における労働時間管理の指導等を行います。

#### エ 特定分野における労働条件確保対策

##### (ア) 外国人労働者、技能実習生

技能実習生を含めた外国人労働者については、事業主等に対して労働基準関係法令を周知するとともに、労働契約締結時の労働条件の書面等による明示、賃金支払の適正化等の徹底を図ります。

また、外国人労働者相談コーナーを拡充し、増加が予想される外国人労働者からの相談に的確に対応します。

##### (イ) 自動車運転者

長時間労働が疑われるなど、自動車運転者の労働条件に問題があると認められる事業場に対しては、監督指導を行い、労働基準関係法令の遵守徹底を図ります。

トラック運転者については、「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」の普及を図り、長時間労働抑制等の労働条件改善に取り組みます。

### (2) 労働者が安全で健康に働くことができる職場づくり

本年度が2年度目である「第13次東京労働局労働災害防止計画」に基づき、建設業及び第三次産業対策を始めとした労働災害防止対策、メンタルヘルス・健康確保対策等を一層積極的に推進します。

## 第13次東京労働局労働災害防止計画



「Safe Work TOKYO」のロゴマークの下、「トップが打ち出す方針 みんなで共有 生み出す安全・安心」をキャッチフレーズとして、計画を推進するにあたって3つの基本的な考え方をもとに、労働災害防止の取組を推進します。

1. 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会施設工事においては、局署、受注元事業者、関係団体及び労働者代表の連携により、労働災害防止対策に取り組みます。
2. 本社機能が集中する東京発の安全衛生対策を推進し、全国への普及拡大を図り、全国の労働災害の減少を実現していきます。
3. 「行政が進める安全衛生対策の見える化」の推進により、労働安全衛生対策について国民の意識を高めます。

### 【計画の目標と実施事項】

- ・死亡災害について、2017年と比較して、2022年までに15%以上減少させるため、死亡災害の半数を占める建設業を重点業種として、墜落・転落災害対策の徹底を図ります。
- ・休業4日以上死傷災害について、同期間に5%以上減少させるため、死傷災害の6割を占める第三次産業を重点に、企業本社が主導する全社的な取組を推進します。
- ・メンタルヘルス対策については、ストレスチェック結果を集団分析し、その結果を活用した事業場の割合を60%以上とするため、安全衛生管理体制の構築が必要とするすべての事業場に対策の取組の徹底を図ります。

### ア 建設業における労働災害防止対策の推進

建設業の死亡災害・重篤災害の約3割を占める墜落・転落災害を防止するため、引き続き安衛則に基づく措置の遵守徹底を図ります。また、平成31年2月から施行された高所作業時におけるハーネス型の墜落制止用器具を原則化することを内容とする改正安衛則等の周知徹底を図ります。

また、2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けた関連工事の実施に伴う建設需要の増加により、労働災害の増加が懸念されることから、事業者に対して労働災害防止対策が徹底されるよう指導を行います。

### イ 第三次産業における労働災害防止対策の推進

第三次産業は、休業4日以上死傷災害のおよそ6割を占めています。

労働災害の多い小売業、社会福祉施設及び飲食店の労働災害防止対策に重点的に取り組みます。

小売業の多店舗展開企業については、①経営トッ

プによる安全衛生方針の表明、②安全推進者の配置、③事業場で行う安全衛生活動の支援など、企業本社が主導する全社的な取組の促進を図ります。

また、死傷災害の中で最も多い転倒災害を防止するため、「STOP! 転倒災害」プロジェクトを展開します。

### ウ 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策の推進

荷役作業中の5大災害（①墜落・転落②荷崩れ③フォークリフト使用時の事故④無人暴走⑤トラック後退時の事故）を防止するため、関係団体等と連携し、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく災害防止対策について指導を行うとともに、荷主等に対しても、同ガイドラインに基づく荷主等としての取組について理解を促します。

### エ メンタルヘルス対策

「労働者の心の健康保持増進のための指針」の周知・指導を行うとともに、ストレスチェック結果を集団分析し、その結果を活用するよう、事業者を啓発指導します。

### オ 交通労働災害防止対策

交通労働災害は、死亡災害全体の17.0%を占めていることを踏まえ、引き続き「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく対策の周知、指導を行う。

### カ 化学物質等による労働災害防止対策

危険性・有害性のある化学物質の取扱事業場に対し、計画的に監督指導等を行い、法令に基づく措置等の徹底を指導します。

また、建築物の解体作業について、石綿障害予防規則等に基づく指導を行います。

### キ 治療と仕事の両立支援

「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」の周知を行います。

また、「東京地域両立支援推進チーム」の活動を通じて、両立支援に係る取組を促進します。

### (3) 最低賃金制度の適切な運営

最低賃金法の趣旨に沿って東京都の最低賃金を改正します。また、改正された最低賃金額については、効果的な周知広報を行うとともに、履行確保を図ります。併せて、賃金引上げに向けた中小企業支援事業の周知・利用促進に努めます。

### (4) 迅速・適正な労災補償の実施

労働災害による被災労働者やその遺族からの療養や休業等の労災請求について、迅速・適正な処理を行います。

脳・心臓疾患、精神障害、石綿関連疾患を始めとする業務上疾病に係る労災請求については、認定基準等に基づいた適正な処理を一層推進します。

# 平成30年度「過重労働解消キャンペーン」の 重点監督の実施結果を公表

厚生労働省は、昨年11月に実施した「過重労働解消キャンペーン」における重点監督の実施結果について取りまとめ、次のとおり公表しました。

今回の重点監督は、長時間の過重労働による過労死等に関する労災請求のあった事業場や若者の「使い捨て」が疑われる事業場などを含め、労働基準関係法令の違反が疑われる8,494事業場に対して集中的に実施したものです。その結果、5,714事業場（全体の67.3%）で労働基準関係法令違反を確認し、そのうち2,802事業場（33.0%）で違法な時間外労働が認められたため、それらの事業場に対して、是正に向けた指導を行いました。厚生労働省では今後も、長時間労働の是正に向けた取組を積極的に行っていきます。

## 【重点監督結果のポイント】

- (1) 監督指導の実施事業場：8,494事業場  
このうち、5,714事業場（全体の67.3%）で労働基準関係法令違反あり。
- (2) 主な違反内容 [(1)のうち、法令違反があり、是正勧告書を交付した事業場]
  - ①違法な時間外労働があったもの：2,802事業場（33.0%）  
うち、時間外・休日労働の実績が最も長い労働者の時間数が  
月80時間を超えるもの：1,427事業場（50.9%）  
うち、月100時間を超えるもの：868事業場（31.0%）  
うち、月150時間を超えるもの：176事業場（6.3%）  
うち、月200時間を超えるもの：34事業場（1.2%）
  - ②賃金不払残業があったもの：463事業場（5.5%）
  - ③過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの：948事業場（11.2%）
- (3) 主な健康障害防止に係る指導の状況 [(1)のうち、健康障害防止のため指導票を交付した事業場]
  - ①過重労働による健康障害防止措置が不十分なため改善を指導したもの：4,932事業場（58.1%）  
うち、時間外・休日労働を月80時間<sup>\*</sup>以内に削減するよう指導したもの：2,216事業場（44.9%）
  - ②労働時間の把握方法が不適正なため指導したもの：1,362事業場（16.0%）

※脳・心臓疾患の発症前1か月間におおむね100時間または発症前2か月間ないし6か月間にわたって、1か月当たりおおむね80時間を超える時間外・休日労働が認められる場合は、業務と発症との関連性が強いとの医学的知見があるため。

## 平成30年度「過重労働解消キャンペーン」の 監督実施結果

### 1 法違反の状況（是正勧告書を交付したもの）

#### ○監督指導実施状況

平成30年度過重労働解消キャンペーン（11月）の間に、8,494事業場に対し監督指導を実施し、5,714事業場（全体の67.3%）で労働基準関係法令違反が認められた。主な法違反としては、違法な時間外労働があったものが2,802事業場、賃金不払残業があったものが463事業場、過重労働による健康障害防止措置が未実施のものが948事業場であった。

表1 監督指導実施事業場数

業種	事項	監督指導 実施事業場数 (注1)	労働基準関係 法令違反があった 事業場数(注2)	主な違反事項別事業場数		
				労働時間 (注3)	賃金不払残業 (注4)	健康障害防止措置 (注5)
合計		8,494 (100.0%)	5,714 (67.3%)	2,802 (33.0%)	463 (5.5%)	948 (11.2%)
主な業種	製造業	2,137 (25.2%)	1,537 (71.9%)	808	75	203
	建設業	798 (9.4%)	516 (64.7%)	222	48	49
	運輸交通業	793 (9.3%)	626 (78.9%)	409	44	94
	商業	1,559 (18.4%)	1,011 (64.8%)	484	104	198
	接客娯楽業	748 (8.8%)	507 (67.8%)	243	55	154
	その他の事業(注6)	1,047 (12.3%)	605 (57.8%)	247	52	104

(注1) 主な業種を計上しているため、合計数とは一致しない。

(注2) かつこ内は、監督指導実施事業場数に対する割合である。

(注3) 労働基準法第32条違反〔36協定なく時間外労働を行わせているもの、36協定で定める限度時間を超えて時間外労働を行わせているものなど違法な時間外労働があったもの。〕の件数を計上している。

(注4) 労働基準法第37条違反〔割増賃金〕のうち、賃金不払残業の件数を計上している〔計算誤り等は含まない。〕。

(注5) 労働安全衛生法第18条違反〔衛生委員会を設置していないもの等。〕、労働安全衛生法第66条違反〔健康診断を行っていないもの。〕及び労働安全衛生法第66条の8違反〔1月当たり100時間以上の時間外・休日労働を行った労働者から、医師による面接指導の申出があったにもかかわらず、面接指導を実施していないもの。〕の件数を計上している。

(注6) 「その他の事業」とは、派遣業、警備業、情報処理サービス業等をいう。

表2 事業場規模別の監督指導実施事業場数

合計	1～9人	10～29人	30人～49人	50人～99人	100人～299人	300人以上
8,494	2,235 (26.3%)	2,931 (34.5%)	1,282 (15.1%)	975 (11.5%)	800 (9.4%)	271 (3.2%)

表3 企業規模別の監督指導実施事業場数

合計	1～9人	10～29人	30人～49人	50人～99人	100人～299人	300人以上
8,494	826 (9.7%)	1,369 (16.1%)	786 (9.3%)	925 (10.9%)	1,515 (17.8%)	3,073 (36.2%)

## 2 主な健康障害防止に関する指導状況（指導票を交付したもの）

### (1) 過重労働による健康障害防止のための指導状況

監督指導を実施した事業場のうち、4,932事業場に対して、長時間労働を行った労働者に対する医師による面接指導等の過重労働による健康障害防止措置を講じるよう指導した。

表4 過重労働による健康障害防止のための指導状況

指導事業場数	指導事項(注1)					
	面接指導等の 実施 (注2)	長時間労働に よる健康障害 防止対策に 係る調査審議の 実施(注3)	月45時間以内 への削減 (注4)	月80時間以内 への削減	面接指導等が 実施できる 仕組みの整備等 (注5)	ストレスチェック 制度を含む メンタルヘルス 対策に関する 調査審議の実施
4,932	275	714	2,677	2,216	147	266

(注1) 指導事項は、複数の場合、それぞれに計上している。なお、「月45時間以内への削減」と「月80時間以内への削減」は重複していない。

(注2) 1月100時間を超える時間外・休日労働を行っている労働者又は2ないし6月の平均で80時間を超える時間外・休日労働を行っている労働者について、面接指導等の必要な措置を実施するよう努めることなどを指導した事業場数を計上している。

(注3) 「長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること」又は「労働者の精神的健康の保持増進を図るための対策の樹立に関すること」について、①常時50人以上の労働者を使用する事業場の場合には衛生委員会で調査審議を行うこと、②常時50人未満の労働者を使用する事業場の場合には、労働安全衛生規則第23条の2に基づく関係労働者の意見を聴くための機会等を利用して、関係労働者の意見を聴取することを指導した事業場数を計上している。

(注4) 時間外・休日労働時間を1か月当たり45時間以内とするよう削減に努め、そのための具体的方策を検討し、その結果、講ずることとした方策の着実な実施に努めることを指導した事業場数を計上している。

(注5) 医師による面接指導等を実施するに当たり、労働者による申出が適切になされるようにするための仕組み等を予め定めることなどを指導した事業場数を計上している。

## (2) 労働時間の適正な把握に関する指導状況

監督指導を実施した事業場のうち、1,362事業場に対して、労働時間の把握が不適正であるため、厚生労働省で定める「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」（労働時間適正把握ガイドライン）に適合するよう指導した。

表5 労働時間の適正な把握に関する指導状況

指導事業場数	指導事項（注1）					
	始業・終業時刻の確認・記録（4(1)）（注2）	自己申告制による場合			管理者の責務（4(6)）（注2）	労使協議組織の活用（4(7)）（注2）
		自己申告制の説明（4(3)ア・イ）（注2）	実態調査の実施（4(3)ウ・エ）（注2）	適正な申告の阻害要因の排除（4(3)オ）（注2）		
1,362	785	72	572	67	17	6

（注1）指導事項は、複数の場合、それぞれに計上している。

（注2）各項目のかっこ内は、それぞれの指導項目が、労働時間適正把握ガイドラインのどの項目に基づくものであるかを示している。

## 3 監督指導により把握した実態

### (1) 時間外・休日労働時間が最長の者の実績

監督指導を実施した結果、違法な時間外労働があった2,802事業場において、時間外・休日労働が最長の者を確認したところ、1,427事業場で1か月80時間を、うち868事業場で1か月100時間を、うち176事業場で1か月150時間を、うち34事業場で1か月200時間を超えていた。

表6 違法な時間外労働があった事業場における時間外・休日労働時間が最長の者の実績

違反事業場数	80時間以下	80時間超	100時間超	150時間超	200時間超
2,802	1,375	1,427	868	176	34

### (2) 労働時間の管理方法

監督指導を実施した事業場において、労働時間の管理方法を確認したところ、780事業場で使用者が自ら現認することにより確認し、3,057事業場でタイムカードを基礎に確認し、1,712事業場でICカード、IDカードを基礎に確認し、2,791事業場で自己申告制により確認し、始業・終業時刻等を記録していた。

表7 監督指導実施事業場における労働時間の管理方法

原則的な方法（注1）			自己申告制（注2）（注3）
使用者が自ら現認（注2）	タイムカードを基礎（注2）	ICカード、IDカードを基礎（注2）	
780	3,057	1,712	2,791

（注1）労働時間適正把握ガイドラインに定める始業・終業時刻の確認及び記録の原則的な方法を指す。

（注2）監督対象事業場において、部署等によって異なる労働時間の管理方法を採用している場合、複数に計上している。

（注3）労働時間適正把握ガイドラインに基づき、自己申告制が導入されている事業場を含む。

【参考】前年同期における監督指導結果 前年同期の監督指導結果は以下のとおり。

事 項		実施年月		
		平成30年11月	平成29年11月	
監督指導の実施事業場	監督実施事業場	8,494	7,635	
	うち、労働基準法などの法令違反あり	5,714 (67.3%)	5,029 (65.9%)	
主な違反内容	1 違法な長時間労働があったもの	2,802 (33.0%)	2,848 (37.3%)	
	うち、時間外労働の実績が最も長い労働者の時間数が	1か月当たり80時間を超えるもの	1,427 (50.9%)	1,694 (59.5%)
		1か月当たり100時間を超えるもの	868 (31.0%)	1,102 (38.7%)
		1か月当たり150時間を超えるもの	176 (6.3%)	222 (7.8%)
		1か月当たり200時間を超えるもの	34 (1.2%)	45 (1.6%)
2 賃金不払残業があったもの	463 (5.5%)	536 (7.0%)		
3 過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの	948 (11.2%)	778 (10.2%)		
主な健康障害防止に関する指導の状況	1 過重労働による健康障害防止措置が不十分ため改善を指導したもの	4,932 (58.1%)	5,504 (72.1%)	
	うち、時間外労働を80時間以内に削減するよう指導したもの	2,216 (44.9%)	3,075 (55.9%)	
2 労働時間の把握方法が不適正なため指導したもの	1,362 (16.0%)	1,232 (16.1%)		

## 三田労働基準監督署管内の労働災害の推移

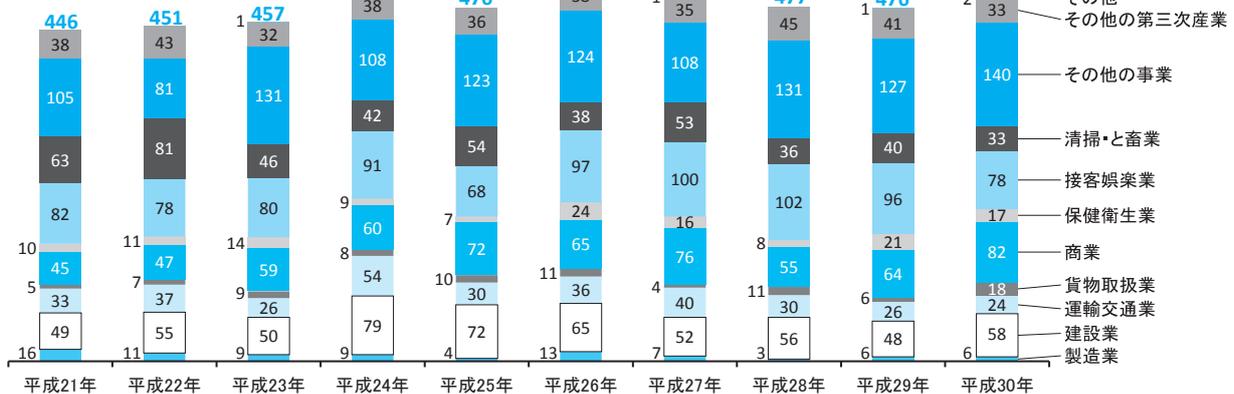
平成30年の同死傷者数は、491人であり、前年同期と比べて15人増加（建設業、貨物取扱業、商業、その他の事業、その他で増加。運輸交通業、保健衛生業、接客娯楽業、清掃・と畜業、その他の第三次産業は減少。）しています。また、死亡災害は、8人であり、商業で2名、保健衛生業で1名、その他の事業で5名が死亡する災害が発生しました。

平成31年の同死傷者数は、4月末時点で101人であり、前年同期と比べて2人減少しています。また、建設業で1名が死亡する災害が発生しました。

### ●死亡災害の推移



### ●死傷災害の推移



### ●死亡災害発生状況（脳・心臓疾患及び精神障害は除く。）

発生日月	業種	事故の型／起因物	職種／性別／年齢／経年数	発生状況
平成31年 2月	建築工事業	崩壊、倒壊／金属材料	軽作業／男性／20歳代／1年以上5年未満	被災者は、事務所ビルのレイアウト変更工事において、壁に立て掛けて置かれていた鋼製パネルの仕分けにあたり、一枚ずつめくり、保持しながら、同パネル表面に貼られた取り付け場所の表示を確認していたところ、手前に倒れてきた同パネル9枚を支えきれず、下敷きになった。
平成30年 12月	卸売業	交通事故(道路)／乗用車	事務員／男性／40歳代／20年以上30年未満	被災者は、横断歩道を歩行中に右方から走行してきた車に激突された。
平成30年 10月	その他の事業	おぼれ／建築物、構築物	警備員／男性／70歳代／1年未満	被災者は、埠頭内の夜間警備業務において、自転車で移動している際に、岸壁から海へ転落した。
平成30年 6月	社会福祉施設	転倒／その他の仮設物、建築物、構築物等	運転者／男性／60歳代／30年以上	被災者は、デイサービスの利用客を各自宅へ迎えに行くため、近隣のビルの地下1階の駐車場へ社用車をとりに向かっていたところ、スロープにおいて転倒し、頭を打った。
平成30年 5月	小売業	交通事故(道路)／バイク	配達員／男性／50歳代／1年以上5年未満	被災者は、バイクで朝刊の配達業務中、路上で駐車中の大型貨物自動車の後部に激突した。
平成30年 4月	その他の事業	感電／電力設備	作業員、技能者／男性／60歳代／20年以上30年未満	被災者は、集合住宅の高圧受電設備の点検作業中、高圧受電盤の計器用変圧器の端子に触れ感電した。
平成30年 2月	その他の事業	交通事故(道路)／バイク	作業員、技能者／男性／60歳代／1年未満	被災者は、取引先から作業場所へ自動二輪車で移動中、運転操作を誤り電信柱に衝突した。

## ◆労働保険の年度更新（労働保険料の申告・納付）について◆

### 1. 労働保険の年度更新の時期について

年度更新手続きは6月3日(月)から7月10日(水)までをお願いします。

### 2. 年度更新申告書の正確な記入のために

- (1) コールセンターが開設されておりますので、ご不明な点の相談にご活用ください。

開設期間 令和元年7月12日(金)までの  
平日9時～17時

電話番号 0120-008-715

携帯電話からもご利用になれます(無料)。

- (2) 記入に当たっては、送付された冊子「平成31年度 労働保険 年度更新申告書の書き方」及び、厚生労働省年度更新ホームページを併せてご覧ください。

- (3) 労災保険率、雇用保険率に変更はありません。

- (4) 次の間違いやすい事例について、上記の冊子等でご確認ください。

ア 雇用保険の加入要件を満たす短時間就労者の加入が漏れている。

(加入要件) 1週間の所定労働時間が20時間以上で、かつ31日以上雇用見込みがある労働者。

イ 労働者の賃金の一部が算入から漏れている。

(例) 通勤手当、賞与、昇給差額等

ウ 労働保険の対象とならない役員の報酬等を誤って算入している。

(例) 出張旅費(実費弁償のもの)

エ 労働保険の対象とならない労働者の賃金が誤って算入されている。

(例) 同居の親族、出向元・出向先での取扱いの違い

### 3. 申告書の提出及び労働保険料の納付について

申告書の提出及び労働保険料の納付は、なるべく最寄りの金融機関または電子申請・電子納付をご利用ください(金融機関で申告・納付される場合は、申告書と納付書を切り離さないでください。)

※労働保険の電子申請・電子納付

労働保険適用徴収関係の手続きはインターネットにより事業場や自宅のパソコンから行うことができます。

詳細は電子政府の総合窓口(<http://www.e-gov.go.jp/>)へアクセス願います。

なお、6月3日(月)から7月10日(水)まで(土・日は除く)の午前9時から午後4時30分までの間、東京労働局の「申告書受理・相談コーナー」において電子申請体験コーナーを併設しております。

- (1) 労働保険番号の所掌が「1」の申告書(赤色と黒色)

この申告書は、労災保険料と雇用保険料を併せて申告・納付いただくものか、労災保険料のみを申告・納付いただくものです。

申告・納付を併せて行う場合には、金融機関へお持ちください。

申告・納付を別々に行う場合には、申告書は労基署又は労働局へ、納付は金融機関へお願いします。

- (2) 労働保険番号の所掌が「3」の申告書(赤色と藤色)

この申告書は、雇用保険料を申告・納付いただくものです。

申告・納付を併せて行う場合には、金融機関へお持ちください。

申告・納付を別々に行う場合には、申告書は労働局へ、納付は金融機関へお願いします。

### 4. 相談コーナーについて

申告書受理・相談コーナーを下記により設置しますので、ご利用ください。

日時：7月1日(月)～7月10日(水)

(土・日は除く)

午前9時30分～午後4時30分

会場：三田労働基準監督署1階会議室

港区芝5-35-2 安全衛生総合会館

〈お問合せ先〉

三田労働基準監督署 労災課 03(3452)5472

# STOP! 熱中症

## 令和元年5月～9月

# クールワークキャンペーン

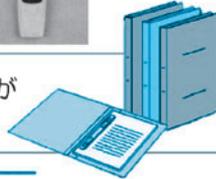
### — 熱中症予防対策の徹底を図る —

職場における熱中症で亡くなる人は、毎年全国で10人以上にのぼり、4日以上仕事を休む人は、400人を超えています。厚生労働省では、労働災害防止団体などと連携して、「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」を展開し、職場での熱中症予防のための重点的な取組を進めています。各事業場でも、事業者、労働者の皆さまご協力のもと、熱中症予防に取り組みましょう!

●実施期間：令和元年5月1日から9月30日まで（準備期間平成31年4月、重点取組期間令和元年7月）



事業場では、期間ごとの実施事項に重点的に取り組んでください。  
**確実に実施したかを確認し、□にチェックを入れましょう!**

準備期間（4月1日～4月30日）	
<input type="checkbox"/>	<p><b>暑さ指数（WBGT値）の把握の準備</b></p> <p>JIS規格「JIS B 7922」に適合した暑さ指数計を準備しましょう。</p> 
<input type="checkbox"/>	<p><b>作業計画の策定など</b></p> <p>暑さ指数に応じて、作業の中止、休憩時間の確保などができるよう余裕を持った作業計画をたてましょう。</p> 
<input type="checkbox"/>	<p><b>設備対策・休憩場所の確保の検討</b></p> <p>簡易な屋根の設置、通風または冷房設備やミストシャワーなどの設置により、暑さ指数を下げる方法を検討しましょう。また、作業場所の近くに冷房を備えた休憩場所や日陰などの涼しい休憩場所を確保しましょう。</p> 
<input type="checkbox"/>	<p><b>服装などの検討</b></p> <p>通気性のいい作業着を準備しておきましょう。送風機能のある作業服やクールベストなども検討しましょう。</p> 
<input type="checkbox"/>	<p><b>教育研修の実施</b></p> <p>熱中症の防止対策について、教育を行いましょう。</p> 
<input type="checkbox"/>	<p><b>熱中症予防管理者の選任と責任体制の確立</b></p> <p>熱中症に詳しい人の中から管理者を選任し、事業場としての管理体制を整えましょう。</p> 
<input type="checkbox"/>	<p><b>緊急事態の措置の確認</b></p> <p>体調不良時に搬送する病院や緊急時の対応について確認を行い、周知しましょう。</p> 

【主催】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会 【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会 【後援】関係省庁（農林水産省、国土交通省、環境省）

 厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

## キャンペーン期間（5月1日～9月30日）

STEP 1

### ☐ 暑さ指数（WBGT値）の把握

JIS 規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を測りましょう。



暑さ指数計の例

STEP 2

### 準備期間中に検討した事項を確実に実施するとともに、測定した暑さ指数に応じて次の対策を取りましょう。

☐ 暑さ指数を下げるための設備の設置			<p>休憩！</p>
☐ 休憩場所の整備			
☐ 涼しい服装など			
☐ 作業時間の短縮	暑さ指数が高いときは、 <b>単独作業を控え、暑さ指数に応じて作業の中止、こまめに休憩をとる</b> などの工夫をしましょう。		
☐ 熱への順化	暑さに慣れるまでの間は十分に休憩を取り、 <b>1週間程度かけて徐々に身体を慣らし</b> ましょう。		
☐ 水分・塩分の摂取	のどが渇いていなくても <b>定期的に水分・塩分</b> を取りましょう。		
☐ 健康診断結果に基づく措置	①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢などがあると熱中症にかかりやすくなります。医師の意見をきいて <b>人員配置</b> を行いましょう。		
☐ <b>日常の健康管理など</b>	前日の飲みすぎはないか、寝不足ではないか、当日は朝食をきちんと取ったか、管理者は確認しましょう。熱中症の具体的な症状について説明し、早く気付くことができるようにしましょう。		
☐ 労働者の健康状態の確認	作業中は管理者はもちろん、作業員同士お互いの健康状態をよく確認しましょう。		

STEP 3

### 熱中症予防管理者は、暑さ指数を確認し、巡視などにより、次の事項を確認しましょう。

- ☐ 暑さ指数の低減対策は実施されているか
- ☐ 各労働者が暑さに慣れているか
- ☐ 各労働者は水分や塩分をきちんと取っているか
- ☐ 各労働者の体調は問題ないか
- ☐ 作業の中止や中断をさせなくてよいか

#### ☐ 異常時の措置

～少しでも異常を感じたら～

- ・一旦作業を離れる
- ・病院へ運ぶ、または救急車を呼ぶ
- ・病院へ運ぶまでは一人きりにしない

## 重点取組期間（7月1日～7月31日）



- ☐ 暑さ指数の低減効果を改めて確認し、必要に応じ追加対策を行いましょう。
- ☐ **特に梅雨明け直後は、暑さ指数に応じて、作業の中断、短縮、休憩時間の確保を徹底**しましょう。
- ☐ **水分、塩分を積極的に取り**ましょう。
- ☐ 各自が、睡眠不足、体調不良、前日の飲みすぎに注意し、当日の朝食はきちんと取りましょう。
- ☐ 期間中は熱中症のリスクが高まっていることを含め、重点的に教育を行いましょう。
- ☐ **少しでも異常を認めたときは、ためらうことなく、すぐに救急車を呼び**ましょう。



# 最近の雇用失業情勢

## ○平成31年4月の雇用失業情勢のポイント（全国）

- ☆完全失業率（季節調整値）2.4%であり、前月より0.1ポイント低下。
- ☆完全失業者数（季節調整値）は、前月より6万人減少し、168万人。（原数値は176万人で、前年同月に比べ4万人減少）
- ☆就業者数（季節調整値）は、前月より30万人減少し、6702万人。
- ☆雇用者数（季節調整値）は、前月より19万人減少し、5979万人。
- ☆主な産業別就業者数を前年同月と比べると、「サービス業（他に分類されないもの）」「教育、学習支援業」「医療、福祉」などの産業で増加している。
- ☆平成31年4月の有効求人倍率（季節調整値）は1.63倍であり、前月と同水準。
- ☆平成31年4月の新規求人倍率（季節調整値）は2.48倍であり、前月より0.06ポイント上昇。

内閣府の月例経済報告（令和元年5月）「景気は、輸出や生産の弱さが続いているものの、緩やかに回復している。先行きについては、当面、弱さが残るものの、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、通商問題の動向が世界経済に与える影響に一層注意するとともに、中国経済の先行き、海外経済の動向と政策に関する不確実性、金融資本市場の変動の影響に留意する必要がある。（※景気の総括判断を変更。）

「雇用情勢の先行きについては、着実に改善していくことが期待される。」（※雇用情勢判断は維持。）

項目	新規求人倍率			有効求人倍率			就職者数	求人充足数
	全国	東京	品川	全国	東京	品川		
28年度	2.08	3.24	16.16	1.39	2.04	8.70	10,916	14,880
29年度	2.29	3.34	15.27	1.54	2.09	8.36	10,441	14,015
30年度	2.42	3.43	14.20	1.62	2.13	7.87	9,760	12,973
31年4月	2.48	3.53	11.07	1.63	2.12	7.73	10,039	13,571

- (注意) 1. 月別の求人倍率は全国、東京が季節調整値、品川所が原数値、各年度の求人倍率は原数値です。  
 2. 就職者数、求人充足数は都内ハローワーク全体の原数値、各年度は平均値です。  
 3. 就職者数、求人充足数及び求人倍率は、学卒を除き、パートタイムを含んだ数値です。  
 4. 季節調整値はセンサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)により毎年1月分の公表に併せて「季節調整値替え」が行われます。

## ※窓口からの求人・求職状況（平成31年4月、数字はすべて都内ハローワーク取り扱いの原数値）

都内の求人・求職の動きを見ると、有効求人数は356,973人（前年同月比1.6%減）で、11か月連続で前年同月を下回った。また、新規求人数は120,073人（前年同月比1.1%減）で、3か月ぶりに前年同月を上回った。

一方、有効求職者数は178,659人（前年同月比1.6%減）で、104か月連続で前年同月を下回った。また、新規求職者数は46,105人（前年同月比3.6%減）で、6か月連続で前年同月を下回った。

就職件数は10,039件で、前年同月より7.9%減となった。一般、パート別の状況をみると、一般は5,365件（前年同月比13.3%減）、パートは4,674件（前年同月比0.8%減）となった。

東京都産業労働局「東京の企業倒産状況」（株東京商工リサーチ調べ）は、平成31年4月の都内の倒産件数122件（前年同月比1.7%増）。業種別件数では、サービス業（30件）、卸売業（21件）、小売業（19件）の順となった。

☆ハローワーク品川の労働市場情報・求人・求職・賃金情報等について提供しております。

ハローワーク品川 産業雇用情報官

# ハローワークの求人票に 画像を登録することができます！

登録した画像はハローワークの求人検索機で閲覧できます。

画像を見てもらうことで求職者は御社の様子を具体的にイメージでき、応募につながります！

- 画像登録事業所の求人票は、求人検索機で「**特別求人**」の検索項目にかかりますので、さらにPRできます。

※ハローワークインターネットサービスの求人検索では画像は公開されません

## 作成例

### パワーポイント・Wordなどで作成

・A4横向き1~2枚で、自由に作成して下さい。  
事業所の写真やPRコメントなどを掲載するのがお勧めです。※企業名は必ず入れてください。

**A4横(カラー)でプリントアウトした  
画像を窓口へ提出してください**

事業所名

### 株式会社ハローワーク商事

当社は「自然と調和した豊かな住環境への貢献」をモットーとして、建築資材を住宅メーカーに卸しています。

当社の特徴はリサイクル製品や木製品等の取り扱いに強みがあり、住宅メーカーに対してデザイン、コスト等様々なアドバイスや提案を行っており、メーカーからの信頼も得ています。

また、働きやすい職場環境を目指して従業員から様々な意見を取り上げ、休暇制度や研修制度が充実しています。

こんな会社です、会社の自慢やウリ、会社のモットー、こんな製品を扱っています、採用担当者からのコメント、若手や先輩スタッフからのコメント etc



建物の外観、事務室内の様子、勤務中の様子、取扱製品、職員メンバー、社内親睦会の様子 etc

#### ●会社概要

商号	株式会社ハローワーク商事
設立	昭和49年
事業内容	建築資材の卸売業
所在地	港区芝5-35-3
資本金	2,000万円
従業員数	53人(正社員49人)
取扱商材	住宅設備資材
販売高	年商20億円

※状況により、お時間をいただく場合や、内容の変更をお願いする場合があります。ご了承ください。

お問い合わせ先

ハローワーク品川 事業所第二部門  
TEL 03-5418-7304

## 2019年度「定期総会」開催される

5月24日（金）午後4時から東京プリンスホテルサンフラワーホールにおいて、多数の会員出席のもと2019年度定期総会が開催されました。山内啓三郎会長の労働時間の適正な管理と労働災害防止、健康確保対策の推進、法改正の説明会など会員・地域の役に立つ協会運営を進めたいとの挨拶に続き、平成30年度財務諸表承認の件、事務組合事務処理規約改正の件、理事及び監事改選の件が審議、承認されました。

また、平成30年度事業報告、公益目的支出計画、2019年度事業計画、収支予算書の報告がなされました（新役員名簿及び財務諸表（抄）は別表のとおり）。ご来賓の三田労働基準監督署長古賀陸之様から、今年度の行政運営方針のスローガンである「誰もが安心して働き活躍できるTOKYOへ」の目標達成に向け、働く人の心と体の健康のため労働時間の適正な管理を進めることなどの取組についてのご説明と、行政推進に向け会員の皆様のご理解ご協力を頂きたいとご祝辞をいただき、総会は無事終了しました。

引き続き懇親会に移り、山内会長の挨拶の後、ご来賓の東京労働局長前田芳延様、港区長武井雅昭様、三田労働基準監督署長古賀陸之様、品川公共職業安定所長榎本順一様からご祝辞をいただきました。東京労働局安全課長直野泰知様、建設業労働災害防止協会東京支部港分会代表幹事堂崎薫様のご紹介の後、谷副会長の発声で賑やかに乾杯が行われました。三田労働基準監督署から副署長藤村以津子様、第一方面主任監督官岡本信行様、第二方面主任監督官橋本幹生様、第三方面主任監督官宮澤宜敬様、第四方面主任監督官齋藤陽子様、安全衛生課長長利智隆様、労災第二課長成田廣恵様、品川公共職業安定所から管理部長前田修様、職業相談部長井脇孝司様、雇用開発部長田中憲二様にもご参加をいただき、名刺交換や福引大会などなごやかな歓談で盛り上がり、柴本副会長の三本締めで楽しくお開きとなりました。



総会全景



総会雑壇



懇親会全景



会長挨拶（総会）



前田局長様ご祝辞（懇親会）



古賀署長様ご祝辞（懇親会）



武井区長様ご祝辞（懇親会）



榎本所長様ご祝辞（懇親会）



谷副会長乾杯（懇親会）



柴本副会長締め（懇親会）

写真撮影は東京シブサービス(株)の鈴木様にご協力いただきました。

## 平成30年度正味財産増減計算書《抄》

(平成30年4月1日～平成31年3月31日)

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
①会費収入	17,933,000	19,348,000	△1,415,000
②事業収入	68,023,918	71,342,129	△3,318,211
③雑収入	1,655,857	552,967	1,102,890
経常収益計	87,612,775	91,243,096	△3,630,321
(2) 経常費用			
①事業費	78,957,872	80,192,993	△1,235,121
②管理費	4,231,706	4,128,207	103,499
経常費用計	83,189,578	84,321,200	△1,131,622
当期経常増減額	4,423,197	6,921,896	△2,498,699
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
法人税等	5,089,200	5,263,300	△174,100
当期一般正味財産増減額	△666,003	1,658,596	△2,324,599
一般正味財産期首残高	239,767,414	238,108,818	1,658,596
一般正味財産期末残高	239,101,411	239,767,414	△666,003
II 正味財産期末残高	239,101,411	239,767,414	△666,003

## 2019年度収支予算書《抄》

(2019年4月1日～2020年3月31日)

(単位：円)

科 目	予算額	前年度 予算額	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
①会費収入	17,900,000	19,100,000	△1,200,000
②事業収入	69,429,000	68,711,000	718,000
③雑収入	323,000	1,862,100	△1,539,100
経常収益計	87,652,000	89,673,100	△2,021,100
(2) 経常費用			
①事業費	79,602,000	80,428,000	△826,000
②管理費	4,263,000	4,357,000	△94,000
経常費用計	83,865,000	84,785,000	△920,000
当期経常増減額	3,787,000	4,888,100	△1,101,100
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
法人税等	5,417,000	5,653,000	△236,000
当期一般正味財産増減額	△1,630,000	△764,900	—

## 一般社団法人三田労働基準協会 役員名簿

役員名	氏 名	所 属 事 業 場 名	役員名	氏 名	所 属 事 業 場 名
会長代表理事	山内啓三郎	日本精米製油(株)	理 事	米澤 和芳	鹿島建設(株)東京建築支店
副会長理事	柴本 守人	(株)サンリツ	理 事	近田 齊満	NECフィールディング(株)
副会長理事	谷 正文	(株)精美堂	理 事	栗田 誠	(株)安藤・間
副会長理事	柳田 一行	東洋電信電話工業(株)	理 事	浦島 宣哉	伊藤忠商事(株)
副会長理事	富岡 勇人	京浜急行電鉄(株)	理 事	太田 直樹	日本電気(株)
理 事	山田 真子	山田倉庫(株)	理 事	沢田 健一	東洋水産(株)
理 事	根津 幸男	総合警備保障(株)	理 事	松岡 茂喜	松岡冷蔵(株)
理 事	椿 善和	東京定温冷蔵(株)	理 事	池田 文伸	東京シップサービス(株)
理 事	近江 信郎	(株)小糸製作所	監 事	橋 新治	芝信用金庫
			監 事	丸尾 隆児	(株)田町ビル

## 〈新入会員のご紹介〉

前号以降にご入会された会員の皆様です。よろしくお願いいたします。

事 業 場 名	所 在 地	電 話	業 種
東京街路(株)	港区芝大門2-6-4	03-3434-2512	舗装工事業

# Safe Work TOKYO 2019

## 第16回 東京産業安全衛生大会

参加費  
無料

**日時**：令和元年7月4日（木）  
午後1時30分～午後5時00分  
**場所**：一ツ橋ホール 東京都千代田区一ツ橋2-6-2  
**第一部**：安全衛生表彰  
**第二部**：「行政からのお知らせ」  
東京労働局労働基準部  
事例発表  
「当事業場の安全衛生活動について」  
～武蔵野の森総合スポーツ施設（仮称）  
サブアリーナ・プール棟新築工事における  
安全管理～  
鹿島建設株式会社東京建築支店 建築工事管理部  
専任部長 八隅竹水氏

「丸井グループにおける安全衛生活動について」（仮題）  
株式会社丸井グループ 人事部 人事部長 羽生典弘氏  
特別講演  
「人生100年時代を迎えて一転倒予防への対応一」  
日本転倒予防学会 理事長  
東京健康リハビリテーション総合研究所 所長  
東京大学名誉教授 武藤芳照氏  
**主催**：東京労働局  
各労働基準監督署（支署）  
公益社団法人東京労働基準協会連合会  
各地区労働基準協会  
※お申込みは、公益社団法人東京労働基準協会連合会  
のホームページをご覧ください。

### 講習会等のご案内 企画中の講習会からご紹介します。

#### ● 無料 雇用環境・均等部の重点説明会

東京労働局雇用環境・均等部の担当官が、最近の雇用均等行政関連の重要課題を解説します。「働き方改革」を推進し、仕事と家庭を両立させながら働くことができる社会を目指して、多様な働き方のニーズに対応した就業環境づくりを説明いたします。

【日時】2019年7月4日（木）13:30～16:30 【会場】女性就業支援センター 4階大ホール（港区芝5-35-3）

#### ● 無料 改正労働基準法等説明会

労働基準法・労働安全衛生法が改正され、働き方を変えるため措置義務や留意すべきことが設けられました。36協定、年次有給休暇、産業医の強化などについて最新の省令に基づき三田労働基準監督署職員が分かりやすく説明いたします。

【日時】2019年8月22日（木）14:00～16:00 【会場】女性就業支援センター 4階大ホール（港区芝5-35-3）

#### ● 労基法改正と労務管理の実務

近年の勤労に対する意識の変革で、法令に沿った適切な労務管理は、優秀な人材を確保し、勤労意欲を向上させるために重要な要素になりました。一方で、時間外労働の上限規制、年次有給休暇付与の義務化、中小企業の時間外労働割増賃金率の引き上げ等を盛り込んだ改正法が施行となり、制度はますます複雑化しています。本講習会では法改正点を中心に労務管理の基礎的な内容をまとめました。

【日時】2019年9月3日（火）13:00～16:00 【会場】野村證券株式会社 渋谷支店（渋谷区渋谷1-14-16）

【参加費】会員4,000円（資料代・税込）

#### ● 監督署の労災認定における判断基準と請求実務

労働基準監督署が、どのような調査を行い、どのような基準で労災の業務災害（通勤災害）と判断するのかを知ることは人事労務担当者として非常に重要です。併せて、腰痛などの疾病が業務災害と判断される基準、交通事故についての労災保険と自賠責保険の関係の踏まえての請求実務について、元労災監察官が丁寧に説明いたします。人事労務担当の基本の一つとして実施する講習です。

【日時】2019年9月11日（水）14:00～16:30 【会場】三田労働基準協会 研修センター（港区芝4-4-5）

【参加費】会員4,000円（資料代・税込）

### みなとみた 令和元年6月号 令和元年6月15日発行（年6回発行）第23巻第4号通巻第134号

[編集発行] 一般社団法人 三田労働基準協会

[編集協力] 労働調査会

〒108-0014 東京都港区芝4-4-5三田労働基準協会ビル

〒170-0004 東京都豊島区北大塚2-4-5調査会ビル

TEL 03-3451-0901 FAX 03-3451-7692

TEL 03-3915-6401 FAX 03-3918-0710

URL <http://www.mita-roukikyo.or.jp>